

令和7年第4回砂川市議会臨時会

令和7年12月18日（木曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
開議宣告
日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1号 令和7年度砂川市一般会計補正予算
閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
武田 真議員
石田 健太議員
議事日程報告
日程第 2 会期の決定
自 12月18日
至 12月18日 1日間
日程第 3 議案第 1号 令和7年度砂川市一般会計補正予算

○出席議員（13名）

議長	多比良 和 伸 君	副議長	小 黒 弘 君
議員	是 枝 貴 裕 君	議員	石 田 健 太 君
	伊 藤 俊 喜 君		山 下 克 己 君
	高 田 浩 子 君		鈴 木 伸 之 君
	中 道 博 武 君		水 島 美 喜 子 君
	沢 田 広 志 君		武 田 真 君
	辻 勲 君		

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	飯澤明彦
砂川市教育委員会教育長	板垣喬博
砂川市監査委員	中村一久
砂川市選挙管理委員会委員長	千葉美由紀
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	井上守
病院事業管理者	平林高之
総務部長兼会計管理者	三橋真樹
総務部審議監	安原雄二
市民部長	堀田一茂
保健福祉部長	畠山秀樹
経済部長	野田勉
建設部長	斉藤隆史
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局次長	為国泰朗
病院事務局審議監	倉島久徳
総務課長	岩間賢一郎
政策調整課長	安武学

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	玉川晴久
指導参事	神島亘基
教育委員会技監	徳永敏宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	下道くみこ
--------	-------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	三橋真樹
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	野田勉
-----------	-----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	安武浩美
事務局次長	越智朱美
事務局係長	野荒邦広
事務局係長	佐々木健児

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 多比良和伸君 おはようございます。ただいまから令和7年第4回砂川市議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 多比良和伸君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、武田真議員及び石田健太議員を指名します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 多比良和伸君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、12月18日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定しました。

◎日程第3 議案第1号 令和7年度砂川市一般会計補正予算

○議長 多比良和伸君 日程第3、議案第1号 令和7年度砂川市一般会計補正予算を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 (登壇) 議案第1号 令和7年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第5号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,477万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ240億7,017万8,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある二重丸は今補正による臨時事業であります。

7ページをお開きいただきたいと存じます。初めに補正予算の経過についてご説明いた

しますが、このたびの補正は令和7年11月21日に閣議決定された国における強い経済を実現する総合経済対策において、エネルギー、食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者等を引き続き支援するため、地方自治体が地域の実情に応じて事業を実施できるよう物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を拡充するほか、物価高騰の影響が長期化し、その影響が様々な方に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子供たちの健やかな成長を応援する観点から、国において児童手当支給対象児童を養育する世帯に対し物価高対応子育て応援手当を給付することが盛り込まれ、12月16日に国の令和7年度補正予算が成立したところであります。本市における増額された交付限度額については、国から12月16日付で推奨事業メニュー分として2億5,108万3,000円とする通知を受けたところであり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した支援について可能な限り年内での予算化に向けた検討が求められていることから、補正予算を計上するものであります。

それでは、内容についてご説明いたします。3款民生費、1項1目社会福祉総務費で二重丸、地方創生臨時交付金事業（生活者支援分）に要する経費1億995万4,000円の補正は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニューを活用した市独自事業であり、初めに住民税非課税世帯特別給付金支給事業は、令和7年度住民税非課税世帯に対し、より効果的な物価高騰に対応した生活者支援とするため、従来の世帯単位ではなく世帯員1人当たり2万円を世帯主に支給するもので、職員手当61万8,000円、通信運搬費73万7,000円、住民税非課税世帯特別給付金7,612万円、事務経費として手数料などその他の経費91万5,000円であります。次に、住民税均等割のみ課税世帯特別給付金支給事業は、令和7年度住民税非課税世帯以外の世帯であって住民税所得割が課されていない者のみで構成される世帯、いわゆる住民税均等割のみ課税世帯に対し、より効果的な物価高騰に対応した生活者支援とするため、従来の世帯単位ではなく世帯員1人当たり2万円を世帯主に支給するもので、通信運搬費10万9,000円、住民税均等割のみ課税世帯特別給付金1,604万円、事務経費として手数料などその他の経費14万5,000円であります。次に、高齢世帯特別給付金支給事業は、物価高騰の影響は広く市民に及んでいる状況にあるが、令和7年度住民税所得割が課されている者が属する世帯のうち、特に影響が大きいと思われる世帯員の年齢が70歳以上の者のみで構成される世帯に対し、より効果的な物価高騰に対応した生活者支援とするため、世帯員1人当たり1万円を世帯主に支給するもので、通信運搬費24万1,000円、高齢世帯特別給付金1,476万円、事務経費として手数料などその他の経費26万9,000円であります。

次に、同じく2項1目児童福祉総務費で二重丸、物価高対応子育て応援手当支給事業に要する経費3,691万1,000円の補正は、国による給付金支給事業として令和7年9月30日時点における児童手当支給対象児童及び令和7年10月1日から令和8年3月

31日までに生まれた新生児を養育する保護者に対し、児童1人当たり2万円を支給することにより生活者支援を行うもので、職員手当114万6,000円、通信運搬費23万8,000円、物価高対応子育て応援給付金3,500万円、事務経費として手数料などその他の経費52万7,000円であります。同じく二重丸、地方創生臨時交付金事業（生活者支援分）に要する経費1,790万9,000円の補正は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニューを活用した市独自事業であり、令和7年12月1日時点における児童手当支給対象児童及び令和7年12月2日から令和8年3月31日までに生まれた新生児もしくは本市に転入した児童を養育する保護者に対し、国の物価高対応子育て応援給付金に児童1人当たり1万円の給付金を市独自に上乘せして支給することにより生活者支援を行うもので、子育て世帯特別給付金1,770万円、事務経費として手数料などその他の経費20万9,000円であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては4ページ、総括でご説明申し上げます。14款国庫支出金で1億6,477万4,000円の補正は、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金及び地方創生臨時交付金事業費補助金であります。

以上が歳入であります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

石田健太議員。

○石田健太議員（登壇） それでは、私から1点お伺いいたします。

大きく5つの給付金事業がありますが、それぞれの対象人数や世帯数など事業の詳しい中身について伺います。

以上、1回目となります。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君（登壇） それでは、各事業の対象者数や世帯数の詳細についてご答弁申し上げます。

まず、住民税非課税世帯特別給付金支給事業及び住民税均等割のみ課税世帯特別給付金支給事業につきましては、12月1日時点において砂川市に住民登録をされている方で非課税世帯特別給付金支給事業については3,001世帯、3,806人、住民税均等割のみ課税世帯特別給付金支給事業については446世帯、802人の対象者を見込んでいるところでございます。高齢世帯特別給付金支給事業につきましては、年金での生活が中心となる70歳以上の高齢世帯においても非課税世帯や均等割のみ課税世帯と同様物価高騰の影響を大きく受けていると考えられることから、非課税世帯特別給付金及び住民税均等割のみ課税世帯特別給付金で対象とならない高齢世帯に対して支給することとしておりま

して、12月1日を基準日として、対象につきましては947世帯、1,476人を見込んでいるところでございます。物価高対応子育て応援手当につきましては、18歳以下の児童を養育する父母等に対して支給するもので、3月31日までに生まれる新生児も対象としており、1,050世帯、1,750人を見込んでいるところでございます。また、子育て世帯特別給付金につきましては、12月1日時点で18歳以下の児童を養育する父母等に対し支給するもので、3月31日までに生まれる新生児及び転入した児童も対象としており、1,060世帯、1,770人を見込んでいるところでございます。また、住民への周知につきましては、広報すながわ1月15日号や砂川市ホームページ等において周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 ありがとうございます。対象人数と世帯数、あと周知の方法についてもありがとうございます。対象の漏れがないように進めていただくのはもちろんなんですけれども、物価高騰対策として国でも急を要すると、早急に対応してほしいというものもありまして、市民も期待しているものでもあります。年末年始、年度替わりと家計の心配をしている方もいらっしゃるのかなというところで早急な対応というのをお願いしたいなと思うんですけれども、今後緊急対策で早急に行われるものだと考えてはいますが、今後のスケジュールについてお伺いします。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君 今後のスケジュールといたしましては、いずれの給付金についても今回の補正予算の議決をいただいた後、直ちに対象者の抽出作業を行いまして年明けの1月上旬に対象者へ通知書を送付する予定としているところでございます。非課税世帯、均等割のみ課税世帯、高齢世帯への支給につきましては、通知をした後、年明けの1月下旬に1回目の支給を口座振込により行いまして、令和8年3月までに支給を完了するスケジュールとしているところでございます。また、子育て世帯への支給につきましては、2月5日の児童手当の支給に併せて第1回目の支給を行いまして、こちらも令和8年3月までに支給を完了するスケジュールとしているところでございますけれども、ただ3月下旬に出生または転入された方については一部4月の支給になることも想定しているところでございます。また、通知書の発送後にお子さんが生まれた世帯及び転入した世帯につきましては、出生届及び転入届の受付の際に子育て支援課の窓口において給付金の申請書を提出いただく予定としているところでございます。

なお、今回の支給に関しましては、迅速に事務を進めるため、過去の給付金支給事業や児童手当の支給口座、またマイナポータルでの口座情報を活用いたしましてプッシュ型で支給する予定としているところでございます。また、口座の確認が必要な方については、届出書を提出いただいた上で支給することとしているところでございます。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 スケジュールどおり遅れることなく、できるだけ早く、できれば予定よりも早く給付してほしいと考えている方も多いと思いますので、改めて一刻も早い支援ができるようお願いいたします。

それから、予算を見ると、国からの交付予定額というんですかね、枠を全て今回実施される事業に充当されているわけではないのかなと考えたんですけども、例えば9月議会で伊藤議員からも物価高騰対策について一般質問もあって、市民からプレミアム商品券のプレミアム率や購入セットの拡充を求める声が多いなんていうのもあったので、プレミアム商品券の拡充など次年度あってもいいのかなというのは私も考えるんですけども、そこで伺いたいというところなんですけれども、今回対象とならない方の中に少しの差で対象から外れる方もいらっしゃるのかなと考えるんですけども、今回対象とならなかった方への支援を含め、今後の考え方について伺います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君（登壇） 今回の事業で支援対象にならなかった方への対応ということでございますけれども、今回対象となる方を絞ったがために対象にならなかった世帯がいらっしゃるということは私どもも重々承知をしております。現在令和8年度予算の編成事務を行っております。また、令和7年度の決算見込額の算定も行っているところでございます。そうした精査過程におきまして、その他の事業において今後対応できればと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員（登壇） おはようございます。それでは、私も同じく議案第1号 令和7年度砂川市一般会計補正予算について質疑してまいります。

まず、第3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費として地方創生臨時交付金事業（生活者支援分）に要する経費及び2項児童福祉費、1目児童福祉総務費として物価高騰対応子育て応援手当支給事業に要する経費、地方創生臨時交付金事業（生活者支援分）に要する経費が計上されております。これらについて私からは大きく6点について伺います。大きな1点目として、各事業の詳細についてであります。先ほどの提案説明、質疑において詳細は分かりましたが、1点確認したいことがございます。高齢世帯特別給付金支給事業について3点ほど伺いたいと思います。まず、この事業は70歳以上の方に一律1万円を給付する事業を実施すると理解いたしました。そこで、70歳以上という年齢基準を設け、一律給付とした理由についてどのような考えに基づくのか、改めて伺います。

2点目として、70歳以上の高齢者の中には年金収入のみで生活に余裕のない方がいる一方で、一定の年金収入等や資産を有し、物価高の影響が限定的な方も含まれています。今回のように所得や生活実態によらず、年齢のみを基準に一律給付する手法が物価高騰対策として適切であると考えた理由について市の認識を伺います。

3点目として、住民税非課税世帯とこれは重複して給付を受けないと先ほどの提案説明で理解いたしました。この考えで間違いがないかどうかについて確認いたします。

大きな2点目としては、今回国から食料品の物価高騰に対する特別加算など自治体の裁量で選択できる複数のメニューが示されている中、本市では特定の世帯への給付金事業を中心とした構成とした理由についてどのような考えに基づくのか伺います。

大きな3点目として、今回の支給対象から漏れる世帯の存在についての認識についてありますが、先ほどの質疑を伺っているとある程度何か考えがあるのかなと思っておりますが、今回の各給付事業を整理しますと子育て世帯、住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯、高齢世帯には一定の支援が行われる一方で、子育て世帯でもなく、住民税非課税世帯でもない世帯、いわゆる現役世代の単身世帯や共働き世帯などについては今回の物価高騰対策から実質的に支援が及ばない状況になっていると考えます。市としてこのような支援対象から漏れる世帯について改めてどのように認識しているのか伺います。

大きな4点目としては、支援対象を限定したことによる市民全体の公平性や施策の実効性への評価についてであります。物価高騰、とりわけ食料品の価格上昇は所得区分や家族構成にかかわらず全ての市民に影響を与えています。給付金という手法は、即効性がある一方で対象を限定せざるを得ず、結果として支援の公平性や納得感の面で課題が生じることも考えられます。先ほどの質疑を通じてある程度考えがあるのかなとは思いますが、市としては今回の対策が市民全体にとってどの程度の公平性、実効性を有すると考えているのか、改めてその評価を伺います。

大きな5点目としては、今回の支援から漏れる世帯の対応について、今後検討する余地の有無についてであります。先ほどの質疑を伺っている限りはある程度余地があるのかなと思いましたが、改めて伺いたいのは今回国の重点支援地方交付金では給付金以外にも食料品に特化したクーポンや商品券、地域店舗で使える支援策、現物給付を含めた食料品の価格対策など、より広い層を対象とする様々な手法が示されています。今回の支援から漏れる世帯への対応として、こうした手法も含め、今後の補正予算や来年度予算において検討する余地がないのか、市の見解を改めて伺います。

大きな6点目として、今回の重点支援交付金の当市への交付限度額については分かりましたが、この重点支援交付金の国への申請スケジュールについて伺います。

以上、第1回目の質疑といたします。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君（登壇） 何点か質疑をいただきました。順次ご答弁申し上げます。

まず、複数のメニューが示されている状況にあつて、特定の世帯に対する給付金事業をした理由ということでございますけれども、提案の際にも申し上げておりますけれども、今般の補正予算で計上させていただき各事業につきましても物価高騰の影響を受けた生活

者等への速やかな支援という国の経済対策の趣旨を踏まえたものでございます。特に物価高騰の影響が大きいと思われる低所得世帯、子育て世帯、年金収入が主である高齢世帯に重点を置かせていただいたというものでございます。

次に、支給対象から外れてしまった世帯の方々への認識ということでございますけれども、低所得世帯、子育て世帯、高齢世帯とした区分におきますいわゆる世帯要件としての対象とならない世帯にあつては、その世帯の構成から制度設計上拾えない世帯はこれまでも出てきておりますが、それらは若年世帯や所得世帯との同居が主なものでありますので、一定程度致し方ない点もあるものと考えているところでございます。

支給対象を限定したことによる公平性の観点、実効性という部分での考え方、評価という点だったかと思っておりますけれども、今回は特に物価高騰の影響が大きいと思われる世帯に重点を置いたところではありますが、さらに今回は公的年金が主な収入とされるであろう70歳以上で構成する高齢世帯を新たに加えて支援をすることとしたところでございます。これは、基本的に賃金の上昇を見込めない世帯に対して支援をすることで市民生活の下支えをするものでございます。その他、いわゆる実年齢世代の所得世帯においては物価に対応する賃金の上昇というものが今後も予想されることから、一定程度これらの事業は評価していただけるものと考えているところでございます。

クーポン券、商品券などの取扱いというものの可能性というご質問もあつたかと思えます。国の推奨メニューではお勧めする支援策ということで例示、あくまでも例示でございますけれども、例えばおこめ券の配付ですとか、地域通貨、また地域で使えるクーポン券、商品券などの配付ということも推奨事業メニューの中にも触れられております。こうしたものの事業効果、即効性、そういったものを考慮した上で、先ほどの答弁と重なりますけれども、今現在精査している事業の中で経済対策として上乘せして、また実施をすることができるのかどうなのかという検討を加えた上で今後全庁的に判断をしていくべきものと考えているところでございます。

また、現金給付をしたということの根本的な考え方というような質疑もあつたかと思っております。実は、今般事業を実施するに当たって地方の職員用にQ&Aというのが国から示されております。個人を対象とした現金給付を実施する場合についてということでの見解が示されているわけでございますけれども、経済対策の効果的、効率的な観点から給付の目的を明確にするとともに、給付対象を合理的な範囲とする場合、または緊急性があり、やむを得ない場合に実施計画への記載を認めますというような記載になっております。実は、この取扱いについてはこれまでの推奨事業メニューについても同様でございますが、全市民、全世帯へ現金給付はできない、配付できないとは明確には示されていないんですけれども、こうした書きぶりによって、また実施計画を提出する際に全世帯、全市民に対して給付をするものではないことというチェック項目も設けられているということもあつて、実質的に全市民、全世帯を対象とした現金給付というのは取り組んでいないと、こ

うした背景もあるということをご理解をいただきたいと思います。ですので、合理的な範囲ということでございますので、こういった方々を支援対象とするべきなのか、給付の額はいかほどにするべきなのか、即効性はあるのか、その効果はということを考えて上で、検討した上で今回ご提案している世帯を対象とすることにしたというものでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

国に対するスケジュールということでもあったかと思えます。重点支援地方交付金の国への申請スケジュールにつきましては、1月下旬までに実施計画を提出すること、3月中に交付決定をするということでご国から示されているところでございます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君（登壇） それでは、私から70歳以上を対象とした理由ということでご答弁申し上げたいと思います。

70歳以上の世帯を対象とした理由といたしましては、高齢者という考えでいけば本来であれば65歳以上という考えが一般的でございますけれども、現在の高齢者雇用安定法におきましては70歳までの就業機会の確保が努力義務とされているところでございまして、その中で当市においても65歳から70歳未満の方のうち7割以上の方が給与所得であるという方がいる一方で、70歳以上の方では給与所得が減少いたしまして年金所得のみで生計を立てている世帯が大半であるという状況でございます。また、過去に福祉灯油などの助成を行った際にも70歳以上を対象としたということも鑑みまして、今回においては70歳以上を対象としたというところでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

申し訳ありません。あとは低所得者の給付と、高齢者の給付に關しましての重複支給はないのかというご質問でございますけれども、これについてはあくまでも低所得者については非課税世帯または均等割のみ課税世帯ということで支給を行いまして、70歳以上の高齢世帯におきましてはそこで拾えなかった、そこに対象とならなかった70歳以上の世帯を対象として支給をするものでございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、順次2回目の質疑をしていきます。まず、大きな1点目の高齢世帯の給付事業については、先ほどの質疑で内容は分かりました。重複支給はないということ。それで、70歳にした理由も分かりました。

大きな2点目の複数のメニューの中でこの選択をしたという答弁があったと思うんですけども、今回私がこれを質疑した理由の一つが今般の国の交付金の関係については国会議論等もあって市民の関心も非常に高いだろうということと、賛否両論いろいろあったおこめ券等の話もあったということもありまして市民の関心も非常に高いのではないかなということで、この辺をあえて伺ったということと、交付限度額についても、さきの提案説明でもありましたが、2億5,000万円以上ですか、ということもあって、今般の補正

以外にも恐らく余白があるのだなということも踏まえて伺っているというようなこともあります。そうしますと、現金給付は合理的な範囲というような先ほどのお話もありましたが、なかなか困難であるなということは分かりましたが、政府は今回交付金の拡充理由として地域のニーズに応じたきめ細かな物価対策というのを掲げているわけであります。そうしますと、本市において食品の価格上昇に対する市民の負担感というのは相当あるなどというのは私自身も感じているところでありますが、当然それらを把握した上で今回の事業、まずは第1弾目だとは思いますが、当然そうした市民の現状の物価高騰による状況を反映した形で、ニーズを把握した上で今回の事業内容ということに反映したのかということをもまず確認のために伺いたいと思います。

それと、大きな3、4の部分でありますけれども、これについてはまとめて確認していきたいとは思いますが、今回恐らく第2弾が控えていると思いますので、なかなか聞きづらいところもあるんですけれども、今回本市の施策の体系を見ていきますと結果としてこの制度設計としては年齢、家族構成、課税区分ということで強く線引きがされておりまして、繰り返しになるんですけれども、現役世代、単身世帯や共働き世帯などが完全に支援から外れる構造になっています。この辺りは、国の制度趣旨、今回国の交付金制度が拡充されたのは国会における各党の議論、意見を踏まえて様々な拡張がなされていたわけなんですけれども、この現状の国の制度趣旨との整合性をどのように整理しているのかということを確認をしていきたいと思います。

それと、大きな5点目ですけれども、今回支援から漏れる世帯への対応ということと今後の検討する余地ということではありますが、先ほどの石田議員との質疑のやり取りを聞いていて恐らく第2弾が控えているのだというのは間違いないと受け止めたわけであります。先ほど交付のスケジュールも聞いたところでありますが、1月中の国の申請と3月の交付決定ということは1月中、1月20何日ですか、申請期限があったと思うんですが、それまでにほぼその内容、例えばですよ、これが実施されるとは私は言いませんけれども、例えばプレミアム商品券等の今回から漏れる層の対策としては1月中にはほぼほぼ内容が固まって、その後3月の新年度予算あるいは補正という形でそれが恐らく見えてくるのかなと私は受け止めました。そのような理解でいいのかという確認をしていきたいと思います。それと、交付限度額、スケジュールについては分かりました。

以上2点です。第2回目の質疑とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 市民の負担感、ニーズについて把握をしているのか、実際に調査をしたわけではございませんけれども、過去実施してきた給付金事業ですとか、その他の事業結果を踏まえて、今般どういった事業を展開していくべきものなのかということとは当然のことながら検証した上で今事業選択させていただいたということでございます。国で推奨事業メニューとして示されているのは生活者支援のみではありません。事業者支

援ということも明確にうたわれているというところもあります。そういった部分も考えた上で、今後どういった事業を取り組んでいくことができるのか、どういったことに困り感をお持ちの方々がいらっしゃるのか、そういったニーズを的確に把握した上で実施すべき事業というものは今後検証すべきであると、その上で実施していくべきであると考えております。今現在予算編成ですとか決算見込みの算定を実施している状況にあります。先ほどと重複をいたしますけれども、その中で経済対策として実施できるものがあるのかどうか、原課として市民の声、また事業者の声として受け止めている部分が予算として要求をされていると把握をしておりますので、その中でこの交付金を活用するものがあるのかどうかという視点で精査も行っていくということでございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 ありがとうございます。重点地方支援交付金のメニューとしては生活者支援以外にも事業者支援も当然あるということで、それも念頭にあるのかなと受け止めました。このインフレの状況下、物価高騰というのは実際収まる気配もないということで、今回の対策はあくまでも本年度の補正予算に基づく対応であるということで、来年度以降の物価高騰対策については改めて新年度予算、あるいはその予算編成の中で整理されていくということで私は理解しました。その理解でいいのかということの確認と、それと今回支援対象とならなかった世帯の存在も含めて、その点については来年度の施策検討の際の前提条件として当然それも整理されていくという理解でいいのか、この2点を最後確認して終わりたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 先ほど答弁漏れがあったかと思えます。国で今回の事業によって現役世代とか単身世帯が置き去りにになっているのではないのかというご指摘もありました。この点も含めてご答弁申し上げたいと思います。

経済状況が上向きになってきていて、賃金相場も上昇傾向にあるという状況もあります。現役世代の給与は上がっている状況も見受けられるということもあって、今速やかに実施すべきはどの世帯なのかということを考えてということでもあります。ただ、その物価高騰の影響というのは、先ほど提案の中でも申し上げましたが、広く市民に影響を及ぼしているものであるということは私どもも理解をして、把握をした上で事業選定をしているつもりでございます。今後の予算編成の中において的確に事業選定を行っていきたくと。対象外となった方々にどういった形で支援ができるのかという視点も既に持った上で予算の算定、また精査、編成を行っておりますので、事業選定された、決定した際には、実施計画に登載した以後になると思えますけれども、議会にご提示をするという流れになるかと考えております。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 (登壇) 私からも総括質疑をさせていただきます。

まず、このたび本当に迅速に対応されたのかなと思います。そういった点で本当に評価に値すべき事柄だと思いました。そして、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、今後対象にならない方にもというようなお話もありました。そういったところで本当に期待を持っていきたいと思います。

それでは、質問したいと思います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、地方創生臨時交付金事業に要する経費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費についてでありますけれども、物価高騰子育て応援手当支給事業に要する経費、そして地方創生臨時交付金事業に要する経費というところで、先ほどの答弁からも大体のことは理解できたわけなんですけれども、答弁の中に世帯主に支給というような言葉がありました。そして、世帯主というところで、現在住民票はあるけれども、一緒に住まわれていない方とかがやはりいると思うんです。そういった方に対してはどのような対応になるのかについて、まず第1回目の質問とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君（登壇） それでは、今回の給付金の世帯主に支給ということの考え方ということでございますけれども、今回の給付金事業につきましては基準日時点における住民票に登録している方に対しましてそれぞれの条件によって支給をさせていただくところでございますけれども、算定につきましては対象者一人一人2万円なり1万円なりという形で設定をしているところでございますけれども、支給に関しましてはあくまでも世帯主に対して支給をするというところでございます。それで、ご質問にありました別居している場合の取扱いということでございますけれども、あくまでも別居されていても住民登録が同じ世帯に入っていればその方についても世帯主さんに支給されるという形になるところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 というところで、これは全国的に非常に問題になっておりまして、事情があつて住民登録はしたまま別居されている方がもらうことができないというところで困っておられる方が非常にたくさんいるんです。ですので、そういった方にも、例えば今そういう状況にあるということ申請すればもらえるようになるのか、そういったことも今後検討していただきたいと思います。

そして、先ほどの答弁の中に子育て世帯特別給付金支給事業の中で、まだ生まれていない方についてとか市外に住まわれている方について申請用紙を配って申請をしてもらうというようなお話もありました。そういったところで、全体的にそういった方は申請するということで、それ以外の方は申請はどのようになっているのでしょうか、確認させてください。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君 申請の関係のご質問でございますけれども、まず新たに生

まれたお子さん、基準日以降に出生したお子さんまたは転入されたお子さんにつきましては、出生届または転入届の際に必ず届け出を出しましたら子育て支援課の窓口にも来ていただくような流れができておりますので、子育て支援課の窓口に来ていただいてこの給付金の申請書を提出していただくという形を取っていきたいと考えているところでございます。

また、そのほかの方々につきましては、今回いろいろな過去の給付金事業や、または児童手当の支給口座、またはポータルサイトなどを活用して口座情報が確認できる方については通知をいたしました上でプッシュ型で支給をさせていただきたいと考えているところでございまして、その口座が確認されない方も一定程度いるところでございまして、そういう方については通知書及び届出書を送付いたしまして、その申請書を出していただいてから支給をするという形になっているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 今回3月31日まで、まだ生まれていない子も対象になるというところは本当に評価すべき点の一つではあるんですけども、最初の答弁の中に12月1日時点で18歳未満というお話がありました。そうなると同じ学年でもらえる方ともらえない方ということが出てきますので、そういったところも今後公平性を持って学年単位で見るということも必要なのかなと思うわけなんです。そういったことで、今後そういったこともこういった場合においては検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長 多比良和伸君 高田議員、答弁よろしいですか、何かありそうなので。

○高田浩子議員 そうですか。お願いします。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君 今回の子育て支援に関する給付の対象者につきましては、あくまでも18歳以下の児童という形で対象とさせているところでございまして、この18歳以下については基準日で算定するのではなくて、あくまでも学年といいますか、その年度で18歳、児童手当の支給対象者という形で3月31日時点において18歳以下の児童が対象となるということでご理解を賜りたいと思います。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 多比良和伸君 以上で日程の全てを終了しました。

これで令和7年第4回砂川市議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時55分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年12月18日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員